

## 令和6年度湯河原町一般会計事故繰越しの報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、次の事業に係る令和6年度湯河原町一般会計の事故繰越しを別紙計算書のとおり報告する。

事業名      みやのうえ保育園整備事業  
                 消防団運営事務経費

令和7年6月5日提出

湯河原町長    内藤 喜文

令和6年度湯河原町一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
3 民生費	2 児童福祉費	みやのうえ保育園整備事業	27,657,850	6,875,220	20,782,630	0	20,782,630	0	0	20,782,630	工事期間中の園児の保育場所について調整を行った結果、工事着手が令和8年度に延期となり、年度内に当該延期された工期における昨今の物価高騰等の影響を踏まえた適切な実施設計を行うことが困難となったため。
8 消防費	1 消防費	消防団運営事務経費	1,268,520	0	1,268,520	0	1,268,520	0	0	1,268,520	契約業者の下請け業者の人員不足及び受注量の増加により、消防団員用被服の作成に大幅な遅れが生じ、納期までに納品できなくなったため。